	自主防災会規約(例)
下妻市_	自主防災会規約(会則)
(名称)	
第1条	この自主防災組織の名称は、自主防災会(以下「防災会」という。)と称する。
(目的)	
第2条	防災会は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、
災害	(地震その他) による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。
(組織)	
第3条	防災会は、自治区及び自治会の世帯を持って組織する。
(事業)	

- 第4条 防災会は、次の各号に掲げる事業を行う。
- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 自主防災訓練の実施に関すること。
- (3) 災害の発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当に関すること。
- (4) 防災資機材等の整備に関すること。
- (5) その他防災に関すること。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

会 計 \_\_\_\_名

班 長 \_\_\_\_名

監事 \_\_\_\_名

#### (役員の任務)

- 第6条 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 班長は、担当班の任務遂行及び会務の処理を行う。
- 4 監事は会計を監査する。

## (会議)

第7条 防災会の会議は、定期総会、臨時総会と役員会とする。

2 定期総会は、年1回3月に\_\_\_\_\_\_自治区の定期総会に合せて開催する。 3 臨時総会は、役員会又は会長が必要と認めたとき、召集する。 4 役員会は、構成員の2分の1以上が出席(委任状を含む)しなければ開くことはできない。 5 会長は、会議の議長となり、議事を進行する。 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

# (防災計画)

- 第8条 防災会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
- 2 防災計画は、次の事項について定める。
  - ①防災組織の編成及び任務分担に関すること。
  - ②防災知識の普及に関すること。
  - ③防災訓練の実施に関すること。
  - ④災害の発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導及び炊き 出しに関すること。
  - ⑤その他必要とする事項。

### (会計)

- 第9条 防災会の運営に関する費用は、会費、その他の収入を持って充てる。
- 第10条 防災会の会費は、総会の議決を経て、別に定める。
- 第11条 防災会の会計年度は、毎年\_\_\_\_月\_\_\_日に始まり\_\_\_\_月\_\_\_日に終わる。

#### (監査)

第12条 防災会の監査は、毎年1回監事が行う。ただし必要がある場合は、臨時にこれを行う ことができる。

### (雑則)

第13条 この規約に定めない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

#### (付則)

この規約は、令和\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日から実施する。